地域の実情を十分に踏まえた地域医療構想 の推進を求める意見書(案)

年 月 日

衆 議院 長 議 参 議 院 議 長 内閣総理大臣 あて 総 務 大 臣 財 務 大 臣 厚生労働大臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

本年9月、国の地域医療構想に関するワーキンググループは、効率的で不足のない医療提供体制を構築するため、再編・統合の議論が必要な医療機関として全国424の病院名を公表した。

今回公表された病院は、全国一律の基準により選定され、過疎化や冬場の積雪といった個別事情が考慮されていないことから、住民や医療従事者に対し、地域の病院が機械的に再編・統合されるのではないかとの大きな不安を与えたところである。

また、人口減少が急激に進む中山間地を抱える地方自治体は、地域医療構想の実現に向け、公立病院設置者としての経営改革や医師確保の取組に加え、公的医療機関への財政支援等、多くの対策を講じてきたが、今回の公表においては、こうした取組や成果が評価されておらず、地方自治体の医療施策の混乱が懸念される。

よって、本県議会は、国会及び政府において、誰もが住み慣れた土地で安心して医療サービスを受けられる社会を実現するため、国と地方の協議の場を積極的に設けるなど、地域の実情を十分に踏まえた地域医療構想の推進に努めるよう強く要請する。